

「酒類」で難しいのが「みりん」。
アルコール度数1度以上の本みりんは消費税10%。1度未満のみりん風調味料は8%になる。「医薬品、医薬部外品」で気をつけたいのは、同じような商品で税率が違

ない、家計の負担も増える。そこで政府は「飲料食品」と「新聞」に関しては「軽減税率制度」を導入。消費税8%の据え置きとなった。「飲料食品」の中でも「外食」や「出張料理」、「酒類」、「医薬品、医薬部外品」は除外されて標準税率である10%となる。問題はその判断が難しいケース。「外食」は椅子やテーブルなど飲食用の設備がある場所で、飲食料品を提供するサービスと規定。なので店内飲食のほか、フードコートでの食事も10%になる。コンビニで購入した弁当を持ち帰ったり、ピザなどの出前は8%だが、店内のイートインスペースで飲食したら10%。「出張料理」では一般的なケータリングは10%だが、有料老人ホームなどで提供される場合は8%になる。

■みりんは度数次第

軽減税率 食品は8%に据え置き

軽減税率制度の対象品目

対象品目…軽減税率8%

対象外品目…軽減税率10%

- ① 飲食に用いられる設備（椅子・テーブルなど）のある場所において
- ② 飲食料品を飲食させるサービス

外食

- 牛丼屋などの店内飲食
- フードコートでの飲食

酒類



一体商品

持ち帰りのための容器に入れまたは包装を施して行う飲食料品

- 牛丼屋のテイクアウト
- コンビニの弁当※

※イートインスペースで飲食する場合は標準税率となります

飲食料品

（食品表示法に規定する「食品」）



有料老人ホーム等で提供される飲食料品



新聞

週2回以上発行される新聞（定期購読されるものに限り）

出張料理など

医薬品

医薬部外品等

1万円（税抜）以下の少額のもので、価額のうちに軽減税率の対象となる食品の占める割合が2/3以上である場合に限り、全体が軽減税率の対象となります。

うということ。栄養ドリンクは医薬部外品のため10%、エナジードリンクなど類似のものは清涼飲料

水なので8%。のど飴も医薬部外品の場合は10%だ。同じものでも用途が違くと税率

対応レジ導入 経費一部補助も

が異なることも要注意。「氷」の場合、飲食目的の「ロックアイス」は8%だが、魚釣りなどに使う場合は標準税率になる。「重曹」もベーキングパウダーや中華麺を打つときに入れるかん水として使う場合は8%。洗剤や脱臭剤など飲食目的以外の使用は10%だ。最も判断に困りそうなのが「一体商品」。食品とそれ以外がセットになって販売されている商品だ。例えば、コーヒー豆と焼き菓子、マグカップと一緒にパッケージされている場合、食品部分の価格が全体金額の2/3以上であれば8%。それ以下のケースと全体の金額が税抜で1万円以上の場合、10%になる。おまけつきお菓子や、陶磁器に入った弁当など、いろんなケースがあるので注意が必要だ。

お店の人は、消費税率が2つになることにともない新たな作業が発生する。「適用税率ごとに区分した消費税額の計算」と「商品ごとの適用税率およびその合計額を記載した領収書の発行」が必要になる。国では新たな作業への具体的なサポートとして「複数税率対応レジの導入」や「受発注システムの改修」などを行う場合、経費の一部を補助している。

info

軽減税率対策補助金

<http://kzt-hojo.jp/>

特集

消費税10%前に！

知らなきゃ損する
5つのこと!!

10月に迫った消費税の「10%」化。現行の8%から2%増税になることにもない、政府はいろいろな施策で、中小企業や小規模事業者、一般家庭などへの配慮を行っている。「軽減税率」や「キャッシュレス・消費者還元事業」など、とっつきにくい言葉だと敬遠している、後悔することになりかねない。今月号特集では、佐賀市民が知らなきゃ損する5つの事業を紹介する。

ポイント還元

キャッシュレス

消費者還元事業

軽減税率



2

キャッシュレス決済で最大5%ポイント還元！ 政府は消費税率引上げの10月1日から来年6月末まで、キャッシュレス決済を使ったポイント還元を支援する。対象店舗でキャッシュレス決済を使って支払うと最大5%還元される。

消費増税の場合、前後には駆け込み需要とその反動減が予測される。そこで引上げ後の9カ月間に限り、国がキャッシュレス決済のポイント還元を行うことで景気変動を小さくするのが狙い。また決済をキャッシュレスに絞ることで、諸外国に比べ立ち遅れているキャッシュレス対応を促進する。2017年時点で日本の決済におけるキャッシュレスの比率は約21%。アメリカは約46%、イギリスは約69%、お隣・韓国はなんと約96%だ。政府は2025年までに40%を目指している。

キャッシュレス決済とは現金（紙幣・硬貨）を使わない支払い方法。具体的には「クレジットカード」「電子マネー／プリペイドカード」「QR・バーコード」など。「クレジットカード」は現在、日本のキャッシュレス支払い額のうち約90%を占めている（2017年）。

3

キャッシュレス決済 対応でお客をつかめ！ 増税にとまなうキャッシュレス決済ポイント還元は消費者のお店選びに大きな影響を与えることが予想される。国も端末導入負担ゼロなど支援策を用意しており、キャッシュレス決済を導入する絶好の機会だ。

■購買単価と売上アップ

お店側から見たキャッシュレス決済のメリットは大きい。まずは「購買単価アップ」。日本クレジットカード協会「浅草・仲見世商店街におけるクレジットカード利用動向調査」によると、クレジットカードは現金の1.6倍、一人あたりの平均購入金額が高かったという。次に「購買機会損失の防止」。消費者の現金不足による購買見送りを防止できる。さらに「計算の省力化」。現金受け渡しの手間や時間を短縮するとともに、つり銭間違いの防止にもつながる。そして「現金管理の効率化」。つり銭準備や売上入金のために金融機関に行く回数が減れば、それにかかっていた時間とATM手数料を少なくできる。さらに注目したのが「訪日外国人客対策」。旅

ポイント還元 キャッシュレス決済で最大5%

主なキャッシュレス手段

電子マネー／プリペイドカード

様々な会社が独自に発行している電子的なお金で、主にスーパー、コンビニ、改札機でタッチしてお金を払える。カードタイプのほかに、携帯電話やスマートフォンで使えるタイプがある。



デビットカード

お買い物や食事代のお支払いで提示すると、代金が銀行の口座から即時に引き落とされるカードのこと。



クレジットカード

お店等での買い物に使うと、その場で現金を支払うことなく商品やサービスを受け取ることができ、後でお金の請求が来る（後払い）カードのこと。代金の請求は一括で支払うか分割払いやボーナス払い等がある。



スマートフォン

スマートフォンに、クレジットカード、電子マネー、銀行口座等を登録し、お店等でのお金を払うときに使える。例えば、スマートフォンをタッチする、あるいはバーコードやQRコードを使って支払うことができる。



「電子マネー／プリペイドカード」はJRなど交通系やコンビニなど流通系の電子マネーが中心。

「QR・バーコード」はスマホで簡単に決済できる最近話題の決済手段だ。

キャッシュレス・消費者還元事業

実施期間 2019年10月1日 ▶ 2020年6月30日

本制度の概要

- 10月1日以降、対象の店舗でキャッシュレス支払いをした方にはポイント還元を実施。
- 対象店舗への、キャッシュレス決済の導入を支援。

メリット 1 今なら端末導入のご負担なし!



メリット 2 期間中の決済手数料は実質2.17%以下!



メリット 3 消費者還元で集客力UP!



先で地元通貨に両替するには手数料が必要だし、防犯対策として大金は持ち歩きたくない。海外から

の観光客は必然的にキャッシュレス決済を選ぶ。来年の東京五輪を機に海外からの観光客が増えるこ

利率や入金タイミングで決済業者選ぼう

とが予想される。きちんと「おもてなし」するためにもキャッシュレス導入が必要だ。さらに国が導入を強力にバックアップ。端末導入費用（端末本体と設置費用など）が無料になることに加え、決算事業者を支払う決算手数料が3.25%以下になるほか、10月1日から9カ月間は国がその1/3を補助する。ただしフランチャイズ加盟店は端末導入費用と加盟店手数料の補助はない。クレジットカードなどすでにキャッシュレス決済手段を使用している場合も新たに加盟手続きが必要だ。

決算手段や利用利率、入金タイミングは決算事業者ごとに異なる。例えば「Square」は手持ちのスマホやタブレットにカードリーダーを接続するだけでクレジットカード決済ができる。JCBやVISAなど6ブランドが使えらるほか、今後、電子マネーにも対応予定だという。入金タイミングも毎週水曜日締切、同週金曜入金だ。三井住友銀行・みずほ銀行口座を指定する場合は毎日締切、翌営業日入金。また複数の決済サービスを利用することができる「決済代行業者」もある。お店の事情に合わせて選ぼう。

来年6月末まで 中小・小規模店舗で

■対象外の事業者や取引も

キャッシュレスが進むことによる利点としては、現金を下ろす手間や手数料がいらぬ、紛失・盗難時の被害リスクが低い（決済手段により、条件次第で保証を受けられるなど救済措置が用意されている）、会計がスムーズ、大金や小銭を持ち歩かなくてもよい、といった点が挙げられる。

対象となる店舗は、この制度に登録された中小・小規模店舗。コンビニやファストフード店などフランチャイズチェーンは中小・小規模事業者者に該当する加盟店のみ2%のポイント還元だ。各店舗は決済サービス業者を通じて登録する必要がある、加盟後は同制度のロゴ入りポスターが掲示される予定。7月30日までに佐賀県内では1409店が申請している。

対象外の事業者や取引もある。病院や金融機関、学校、国・地方公共団体、公共法人、宗教法人などの事業者は登録できない。また自動車（新車・中古車）や新築住宅の販売や宝くじなど公営ギャンブルの取引などもポイントはつかない。

「子育て世帯」は 2016 年 4 月 2 日から今年 9 月 30 日までに出 生した児童が対象。「住民税非課 税」の場合は今年 1 月 1 日時点で 佐賀市に住民票があり、本年度分 住民税が非課税の人が対象（生活 保護受給者や、住民税課税者の配 偶者、扶養家族、専従者等は除外）。 購入は 4 千円（額面 5 千円）から 可能。例えば住民税非課税の夫婦 と 2 歳と 0 歳の子どもがいる家庭 の場合、「非課税者分」として 4 人分、「子育て世帯分」として 2 人分なので、計 15 万円分を 12 万円 で購入できる。

発行手続きは「非課税者」の場 合、7 月下旬以降に佐賀市から届 いた「申請書」を記入し、佐賀市 へ返送・提出。郵送が原則だが、

5 国は消費税引き上げ に伴い、家計の負担 緩和や地域の消費下 支えのため、プレミアム商品券事 業を実施する。佐賀市では「なな いるバールン商品券」を発行。子 育て世帯や市県民税（住民税）非 課税の佐賀市民を対象に 1 人につ き 2 万円 で 2 万 5 千円 分 の 商品 券 が購入できる。

■子育て世帯など対象

プレミアム付商品券 地域の消費下支え

困難な場合は佐賀市役所本庁市民 ホールの「プレミアム付商品券特 設窓口」で受け付ける（11 月 29

日まで、土・日・祝休み）。申請 は 11 月 30 日まで（当日消印有効）。 佐賀市が審査後、9 月下旬以降に

①住民税非課税者分

2019 年度の住民税（均等割）が 課税されていない方

ただし、下記に該当する方は除きます

- 住民税が課税されている方に扶養されている方（生計を一にする配偶者、扶養親族等）
- 生活保護の受給者等



おひとりにつき、最大 **2.5 万円** 分の 商品券を **2 万円** で購入できます。

②子育て世帯分

2016 年 4 月 2 日から 2019 年 9 月 30 日までに 生まれたお子さまがいる 世帯の世帯主



お子さまおひとりにつき、 最大 **2.5 万円** 分の 商品券を **2 万円** で購入 できます。

2 万 5 千円分の商品券を 2 万円で販売！

商品券に関連して「振り込め詐欺」や「個人情報情報の詐欺」など犯罪行為が発生する可能性があるという。内閣府は「市町村や内閣府が手数料の振り込みを要求したり、ATM の操作を依頼したり、住民の世帯構成など個人情報を照会することは絶対にありません。不審な電話や郵便があった場合にはお住まいの市町村や警察署にご連絡ください」と注意を呼びかけている。

■販売上限約 12 億円

使用できるのは佐賀市内の参加店舗。販売約 25 万冊、販売上限額約 12 億円を見込んでいる。使用は 10 月 1 日から来年 3 月 31 日まで。現在、佐賀市プレミアム付商品券発行等事業実行委員会では参加店舗を募集している。登録料や換金手数料は無料。

「引換券」を送付する。「子育て世帯」には 9 月下旬以降、「引換券」が送付される。販売場所は佐賀市内の郵便局（簡易郵便局のぞく）。「引換券」と本人確認ができる証明書等を持参して購入する。販売期間は 10 月 1 日から来年 2 月 29 日まで。なお商品券の他人への譲渡は禁止されている。

4 タブレットも OK！ 佐賀市のキャッシュレス決済普及事業費補助制度!! 決済端末などの備品購入費のほか工事費や手数料などの経費を補助する。補助率は対象経費の 4/5 以内で補助上限額は 1 店舗等につき 7 万円（1 事業者につき 28 万円）だ。

■工事費や登録費も

補助対象者の要件は中小企業者または小規模事業者であることと、市税の滞納がないこと。店舗要件としては佐賀市内に所在し事業を営んでいること。対象業種は小売業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、道路旅客運送業。さらに google マイビジネスのオーナー登録が必要だ。

導入経費の中で注目したいのが備品購入費でタブレットの購入が認められていること。他の自治体の同様の制度では認められていないケースが多いという。その他、決算端末やレシート発行用プリンター、Wi-Fi ルーターの購入も認められる。インターネット接

佐賀市 キャッシュレス決済端末など一部補助

キャッシュレス決済に必要となる **決済端末・附属機器等の導入経費の一部を補助**します

補助対象要件	補助対象者の要件	○中小企業者または小規模事業者であること。 ○市税の滞納がないこと。
	補助対象店舗等の要件	○佐賀市内に所在し、事業を営んでいること。 ○次の対象業種のいずれかに該当すること。（小売業 / 宿泊業 / 飲食サービス業 / 生活関連サービス業 / 娯楽業 / 道路旅客運送業） ○Google マイビジネスのオーナー登録を行っていること。 ○政治または宗教を目的とするものでないこと。 ○暴力団または暴力団員が関与する事業、風俗営業等でないこと。
補助対象経費	キャッシュレス決済の導入に要する経費	○備品購入費（決済端末 / 付属機器 / 情報通信機器 等） ※ 1 決済端末につき、同一機能を有する機器等は 1 つです。 - 例 決済端末 タブレット等 レシート発行用プリンター Wi-Fi ルーター ○工事費（インターネット接続工事費 等） ○手数料（登録手数料 / 工事手数料 等）
	注意	次の経費は補助金の対象となりません。 ○消費税額・地方消費税 ○国または県の補助を受けるもの ○割賦支払（分割払）によるもの ○リース料・レンタル料
補助率・補助上限額		令和元年 7 月 29 日（月）から申請受付を開始します。 ○受付は先着順とします。 ○予算額に達し次第、受付を終了します。
		○補助対象経費の 4/5 以内 ○1 店舗等につき 7 万円（1 事業者につき 28 万円）

1 店舗上限 7 万円 タブレットも

継続工事費や登録手数料、工事手数料も OK。逆に対象外なのはレシート用紙などの消耗品、消費税額・地方消費税額、リース料・レンタル料、分割払によるもの、国または県の補助を受けたもの。

■受付は先着順

申請手続きは交付申請書などの必要書類を佐賀市に提出。市側が要件審査をして適当と認められた場合には交付決定通知が申請者に届く。それを受けてキャッシュレス決済導入をすすめる。事業が完了したら実績報告書に領収書などの資料をつけ、佐賀市に報告。完了検査を受け問題がなければ補助金確定通知が申請者に送られる。その後、申請者が補助金を請求し支払われるという流れだ。

7 月 29 日から申請受付を開始しており、受付は先着順。予算額に達し次第、受付を終了する。補助金の確認や各種書式のダウンロードは「佐賀市 キャッシュレス補助」で検索。